

## 2-2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	総 数		設定区部分林		旧慣部分林		学校分収造林		各種記念分収造林		林業構造改善分収造林		山村振興分収造林		一般分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 18 年 3 月 31 日	759	6,892	-	-	-	-	95	836	206	1,213	144	1,745	22	253	292	2,845
平成 19 年 3 月 31 日	741	6,806	-	-	-	-	95	836	190	1,142	144	1,745	22	253	290	2,829
平成 20 年 3 月 31 日	739	6,795	-	-	-	-	94	832	190	1,142	144	1,745	22	253	289	2,823
平成 21 年 3 月 31 日	738	6,788	-	-	-	-	94	832	190	1,142	144	1,745	22	253	288	2,816
<b>平成 22 年 3 月 31 日</b>	<b>735</b>	<b>6,747</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>94</b>	<b>832</b>	<b>256</b>	<b>1,480</b>	<b>146</b>	<b>1,756</b>	<b>22</b>	<b>253</b>	<b>217</b>	<b>2,426</b>
徳島	9	40							6	23	1	11			2	6
愛媛	108	844					10	66	38	202	30	413			30	163
四万十	278	1,983					28	258	103	598	47	440	1	5	99	682
嶺北	119	1,169					30	287	23	198	20	295	18	209	28	180
高知中部	40	302					7	87	18	88	5	79			10	48
安芸	109	960					15	107	37	260	27	367	3	39	27	187
(香川)	72	1,449					4	27	31	111	16	151			21	1,160

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧慣部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)